

遍路と村社会

（送り迎えの論理から）

山本秀夫

はじめに

以前、私は、遍路に関する往来手形と日記を通して、近世期の地域社会のあり様（とくに、近世民衆の旅の側面）を探り、従来の遍路研究は【図1】の真ん中の部分（行く・帰る）を主に対象としてきたが、加えて左右の村社会を分析する必要性を提起した^①。

本稿では、右記の視点に加えて、【図1】の矢印の部分においても、遍路と村社会の関係を考えていかなばならないという問題提起を試みたい。

第一章 「村として送り出す」ことの意味

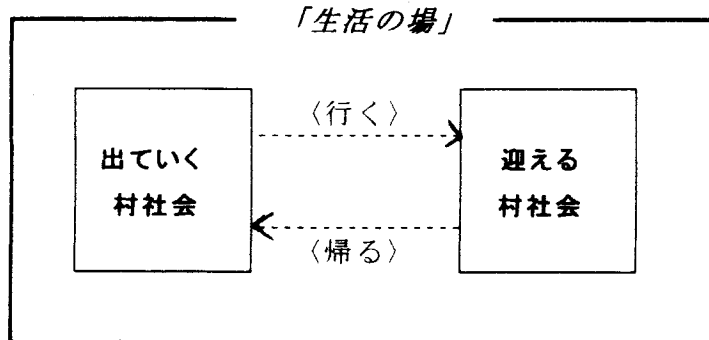
第一節 庄屋にとっての遍路

まず、庄屋の他国行願について考えてみよう。「日用定法 政所年行司」という史料^②には、「政所入湯其外都而他所行願又者役義御免或者代役願且養子嫁取居宅事願其余何事ニ不寄身分ニ付候願書者非番之大政所江一応見せ候上月番江持参可致事」とある。つまり、政所（庄屋）が他所に行くときは、その願いを非番の大政所（大庄屋）に見せ、ついで月番の大政所のとこに持参することになっていた。その上で、往来手形の発行がなされたのである。往来手形については、従来は、「社会的信用がなかった」との説が有力であった。しかし、五島敏芳氏の研究によれば、「寺院・村において、一

定の厳密さをもって発行された。」と評価されている^③。言い換えれば、それは遍路を含めた他国行が幕藩制社会の基礎である村社会の承認によってスタートしたということに他ならないと思う。

次に、庄屋の遍路行に関する大庄屋への届出の事例を見ていこう。丸亀藩領井関村（現 香川県大野原町）庄屋佐伯藤兵衛は、喜四郎・久五郎・喜右衛門とともに、延享四年（一七四七）二月二十七日～四月十日の四三日間、遍路に出かけた。ここでは、そのスタートとなる願書を【史料1】^④で紹介する。

【図1】 「へんろと村社会」研究の概念図



【史料1】

奉願上御覚

一

親病氣之節四国遍路之立願仕候所、其後要用指支私義も病身旁延引仕居申候、何とそ当春廻り申度奉存候、日数凡五十日計御暇被為下候様ニ奉願上候、留主之内御用向ハ与頭甚十郎相勤申候、願之通被為 仰付被

私儀

為下候ハ、難有奉存候、宜被仰上可被下候、

以上

井関村庄屋 藤兵衛

卯二月十二日

大庄屋 平田助之丞殿

右之通二月廿四日被 仰付候段大庄屋殿ヨリ被仰下、廿七日ニ遍路発足仕候、卯月十日帰宅、日数四十三日ニ下向仕候

この史料から三点が指摘できる。第一は遍路行への再願であること。以前より親の病氣平癒を願い旅立とうとしたが、所用のために実現できなかった。第二は、今度こそというのである。第二は庄屋の留守の場合の村政の運営主体は組頭であったこと。第三は、二点目とも関連するが、その願が大庄屋の許可によって現実のものとなったという点である。遍路行は、やはり村・地域社会を代表しての巡礼であり、庄屋の遍路行であれば、それは当然の帰着点と言える。とにかく、この「覚」によって遍路行がスタートする。

第二節 餞別の意味

ここでは、遍路における餞別と土産物の意味について考える。備前領下塩木村（現 岡山県吉井町）の庄屋角南恵左衛門は、天保十二年（一八四一）閏正月二十二日出立し、三月十三日まで、他の五人とともに、廻っている。雨の日が一五日間と多く、結局五日間要している。

さて、角南恵左衛門は、この遍路行を「四国巡拝日記」として記録しているが、その中で、「村方惣樽金受納」と「産ケ物配」という記述がある。それによれば、村中や相役である他村の名主及び檀那寺などから餞別が寄せられ、恵左衛門もそれらに対する返礼として土産物をきちんと買い込んでいた。なお、四国での買い物は、上方に比べて、風呂敷・木杓子・杉箸・扇子など実用的な物が多いことが興味深い。また、出発前か帰宅後か不明であるが、樽開きをして近隣の人々に振舞をしているのも、共同体的な付き合いの中で旅が位置付けられている様子を示している。このように、親類や相役・近所に支えられ、それらと深く関わり合いながら行われていることから、近世の

旅が人生におけるハレの行事であり、通過儀礼と同じ社会的意味を持っていたことを知る事ができる。

一方、讃岐国三野郡詫間村（現 香川県三豊郡詫間町）の庄屋小林瀧蔵は、文政二年（一八一九）に遍路に出かけるが、その際、祝儀としてもらったものを「四国祝儀請帳」として残している^⑤。はなむけとして、銀・鯛・菓など四八件の物を受け取っているが、うち一四件が「お守り」である。つまり、村の代表としての庄屋の遍路行の無事は、村民にとっての遍路行の成就と言える。

第二章 「村として迎え、送り出す」ことの意味

第一節 高松藩・丸亀藩の法令と遍路

最初に、讃岐各藩の法令の中に見える村（町）社会の遍路の有り様に触れることとする。

在間宣久氏は、村送りについて、「旅人が故障すると、まず医師が呼ばれ症状確認のため診療し投薬する。回復すればまた旅立つが、診察結果によっては数日間の療養が必要となり、村で療養期間中の面倒をみることになる。ところが、回復状況が思わしくなく、本人が在所などへ送り届けることを希望した場合は、駕籠（青駄・案駄）竹や木を用いて編んだ粗末な釣り輿に乗せて送り届けるのである。近世における運輸・通信手段は、周知のように基本的には村々（宿々）を継ぎ送る方式、つまり、「村（宿）送り」によるものであったから、村々は継ぎ送り書を添えて次々と送っていった。一方、不幸にして亡くなった場合は、村の道路端に立て札を建てるとともに、本人の在所がわかれば報告する。在所が受取に來れば、その手にまかせ、そうではない場合は村に埋葬することになる。もちろん、これらの状況は村役人から逐一当局役人に報告される。」とまとめ、原則としてそれらは幕府法に準拠して処置されたとする^⑥。しかし、一八世紀中頃の高松藩では、その原則は、

実態として守られていなかったようで、「一廻国並辺路等重ク相煩候而相計茂聞不申程之体ニ候ハ、兼而被 仰渡候通葉等用せ可申候、頃日茂重ク相煩候辺路川部村ヨリ送り出シ四条村ニて致病死候、重ク相煩候者送り候義ハ無之筈ニ候間、右之段村々江御申渡シ置、重ク相煩候節ハ送不申様ニ可致旨、郡奉行衆ヨリ御申聞ニて御座候間、右之段村々江御申触可被成候」とあり、先述した佐伯藤兵衛が遍路に出かけた延享期、藩からの申渡では、それが守られておらず、再度の周知がなされたというわけである。

次に、遍路の止宿については、「一宿」という原則が次の史料に見える。

【史料2】

一札之事

一廻国四国遍路等宿借シ候節、往來手形船揚手形相改見届ケ並ニ旅人等一宿者為仕、二夜と者留置中間敷候、猥りニ長宿等仕候ハ、如何之御咎ニ而も被仰付可被下候

一借家持之面々、借家人ヲ指置候時者、他所者ハ勿論村方之者ニ而も五人組合之者江申出、其上支配之町役人衆中江願出、御指図ヲ請指置候様可仕候、若猥り指置相頭候得者、右借家早東取壊候様被 仰付可被下候、其節一言之御断申間敷候、為後日仍如件

下町連名(九十四名)

寛政二戌年正月

この史料は、藩法令をうけての、庄屋別所家の御用留である。庄屋の読み聞かせを下町九四名の者が連判し確認したものである。

次に、遍路研究において、重要と考える宿(遍路家)について考えてみる。それは、「遍路家」が遍路と村社会の結節点と考えるからである。新城常三氏は、その大著^⑩の中で、当時の遍路家は、病氣遍路の収容的役割を果たしていたとされ、金銭に余裕があり、道中記を残すような遍路は、これから遠ざかっていたと指摘されておられる。実際に、先述の佐伯藤兵衛の遍路行の中でも、藤兵衛一行が、高知城下に来たとき、喜四郎が足を痛めて逗留する

ことになった。当時、土佐藩では、藩内の領内通行期間を規定してきたが、足痛でこの制限日数を超えるので手形の書き換えをせねばならない。しかし、相對の宿ではそれができないので、遍路家に泊まろうとした。だが、「遍路家殊之外ふきれいに而難義仕候所」として、宿を換えている^⑪。ただ、私は、その遍路家設置の本質を見極めておく必要があると考え、讃岐丸龜藩法令を

【史料3】

(旧記部 下 拾番 古來役前心得之事)

一明和四亥七月、遍路屋太右衛門不調法有之に付、世話役御取上へ、遍路やは町分構ひ也、会所支配也、御奉行様へ野口甚蔵参り、先つ当分西平山辺にて世話役見計に可申付候段御伺申上、西平山沢や九兵衛申付候、追て九兵衛断申出、治助へ申付候、此段以月番年寄を御奉行様へ申上候、

【史料4】

(役前部 中 三拾五番 遍路屋之事)

一遍路屋之事、元文五さる十一月、役中より覚書を以御伺候所被仰付、西平山熊野屋孫兵衛明地所望いたし式間・五間之長屋建る 右代銀七百員、入札落に成り申候宿守居へ候事

一遍路屋は町分所持也

一遍路・病氣等にて本国へ送り戻し候時は、月番之年寄切手判居へ送り出す、向地へ参り候は、西平山庄屋方へ送り次き申候、送状半紙切紙に認める 安永元年辰九月、遍路病人本国へ送り候事有之候

一遍路屋にて遍路死申候時は、宿守より月番年寄宛に出る事も有

一宿守より申出候書付は、大方は宛無しにて差出候事

一遍路家は町中三浦より建候事

但し安永四未六月廿七日に軒役壹分五厘宛打候事、右は四年跡辰八月風雨に潰候に付て也

一遍路宿守料は遍路老人より(以下空白)

【表1】

| | 遍路(生国) | 遍路(名前) | 月日 | 送り先 | 人足名 |
|----|-------------|---------|---------|-----|----------------|
| 1 | 肥後 | □平・倅□市 | 申12月27日 | 寺井村 | 弥作・弥平 |
| 2 | 〃 | ふさ | 〃 | 〃 | 喜助・春治 |
| 3 | 讃岐国大内郡大田村 | 瀧□ | 正月14日 | 三谷村 | 春次・勇次・弥作 |
| 4 | 但州養父郡川前町 | 善藏 | 正月27日 | 一宮村 | 喜助・小次郎・喜八 |
| 5 | 丹後三佐郡且水上村 | もよ | 2月朔日 | 一宮村 | 菊藏・弥作・喜助 |
| 6 | 阿州那賀郡□塩村 | □まきよ | 3月19日 | 三谷村 | 伝太郎・春次・直藏 |
| 7 | 芸州安芸郡□山村 | 富作 | 3月26日 | 一宮村 | 弥作・喜助・喜八・伊之助 |
| 8 | 阿州三賀郡川庄村 | 里き | 3月晦日 | 三谷村 | 李次・勇次・和吉 |
| 9 | 阿州梅野郡桂本村 | 辰助 | 4月6日 | 三谷村 | 直藏・勇次・和吉 |
| 10 | 〃 | 志よ | 〃 | 三谷村 | 李次・勇次 |
| 11 | 讃岐丸亀領三野郡佐殿村 | 六郎次 | 4月7日 | 一宮村 | 李次・勇次 |
| 12 | 当国阿野郡苗田村 | 仲次 | 10月22日 | 寺井村 | 弥作・喜助・岩藏 |
| 13 | 芸州加茂郡原畑村 | 栄藏 | 10月25日 | 寺井村 | 岩藏・長藏・弥作 |
| 14 | 阿州勝浦郡灘生村 | 隆弁 | 11月7日 | 三谷村 | 岩藏・直藏 |
| 15 | □州久世郡宇治□福町 | 新之助 | 11月25日 | 一宮村 | 弥作・喜八・千藏 |
| | 江戸芝宇田川町 | 重藏 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 16 | 讃州寒川郡長尾村 | 長尾寺 | 11月18日 | 三谷村 | 岩吉・伊之助・森藏 |
| 17 | 備前津高郡尾原村 | 伊右衛門 | 11月晦日 | 一宮村 | 弥作・喜助・喜八 |
| 18 | 和州吉野坂村本町 | 喜之助 | 12月9日 | 三谷村 | 柳藏・岩藏・長藏 |
| 19 | 大坂東天満二丁目 | 辰次郎 | 12月10日 | 一宮村 | 弥作・喜八・喜助 |
| 20 | 出羽源元郡宮内 | 金右衛門 | 12月12日 | 一宮村 | 弥作・喜八・菊次 |
| 21 | 出羽源元郡宮内 | 清兵衛 | 12月12日 | 一宮村 | 喜八・伊之助・弥作 |
| 22 | 摂州住吉社永田中 | 恒之進 | 6月24日 | 一宮村 | 森藏・伊之助・小次郎 |
| 23 | ? | ちか | 6月24日 | 一宮村 | 与平太・喜八 |
| 24 | 摂州加東郡西古組村 | 仲藏 | 6月25日 | 一宮村 | 与平太・喜八・弥作 |
| 25 | 和州正野郡小せ村 | 佐助 | 6月29日 | 一宮村 | 森藏・太右衛門・駒藏 |
| 26 | 讃州三木郡池戸村 | 小次郎 | 7月朔日 | 三谷村 | 岩藏・加藏・直藏 |
| 27 | 讃州豊田郡原村 | 千□ | 7月6日 | 寺井村 | 文左衛門・忠藏・弥作・小次郎 |
| 28 | 安芸国賀茂郡三津村 | 留五郎・おりよ | 7月7日 | 寺井村 | 弥作・忠藏・菊藏 |
| 29 | 京都寺之内通大西二入町 | 熊之進 | 7月15日 | 一宮村 | 弥作・菊藏・喜八 |
| 30 | 阿州那賀郡四海村 | 儀藏 | 7月15日 | 三谷村 | 岩吉・忠吉・岩藏 |
| 31 | 京都三條通□屋町 | 幾松 | 7月20日 | 一宮村 | 弥作・喜助・喜八 |
| 32 | 讃州那珂郡 | 百姓梶松 | 7月29日 | 寺井村 | 弥作・喜助・菊藏 |
| 33 | 予州松山領波止浜 | 多吉 | 7月29日 | 一宮村 | 岩吉・勇次 |
| 34 | 播州明石立石寺 | 道藏 | 8月3日 | 一宮村 | 岩藏・菊藏・柳藏 |
| 35 | 播州明石立石寺 | 道藏 | 8月3日 | 一宮村 | 喜助・弥作・伊之助 |
| 36 | 淡州三原郡馬場町 | 常助 | 8月18日 | 三谷村 | 岩藏・長藏 |
| 37 | 讃州山田郡坂元村 | 百姓為次 | 8月20日 | 三谷村 | 岩吉・菊次 |
| 38 | 阿州板野郡斎田村 | はりまや万兵衛 | 8月27日 | 三谷村 | 半次郎・岩吉 |
| 39 | 防州玖珂郡与田村□□ | 藤吉 | 8月27日 | 寺井村 | 喜八・弥八・菊次郎 |
| 40 | 防州玖珂郡与田村 | 藤吉娘 | 8月27日 | 寺井村 | 弥作・喜助・小次郎 |
| 41 | 京都新町通七條上御町 | 喜右衛門 | 9月4日 | 一宮村 | 伊之助・弥作・喜助 |
| 42 | 京都南新町屋敷 | ふさ | 9月11日 | 一宮村 | 弥作・伊之助・喜助 |
| 43 | □州意宇郡寺町 | 忠之助 | 9月22日 | 一宮村 | 伊之助・為藏・喜助 |

| | | | | | |
|----|-------------|--------|-------|-----|-------------|
| 44 | 三州碧海郡東端村 | 喜助 | 9月24日 | 一宮村 | 岩蔵・伊之助・弥作 |
| 45 | 〃 | 専熊 | 9月28日 | 寺井村 | 岩蔵・弥作・伊之助 |
| 46 | 大坂新町瓢箪町 | 徳松 | 5月21日 | 一宮村 | 富蔵・弥作・忠蔵・喜八 |
| 47 | 阿州柏野郡桑□村 | とよ・九作 | 5月22日 | 三谷村 | 八蔵・忠吉・岩吉 |
| 48 | 淡州□栗郡松尾村 | 甚蔵 | 5月22日 | 一宮村 | 弥作・忠吉・菊蔵 |
| 49 | 紀州有田郡□□村 | お武・吉兵衛 | 5月22日 | 三谷村 | 弥五郎・岩蔵・直蔵 |
| 50 | 筑前鹿村 | 久吉 | 5月25日 | 寺井村 | 忠蔵・弥作 |
| 51 | 築久米鹿村 | 倅 | 5月25日 | 寺井村 | 幸次郎・安助 |
| 52 | □□□坂殿御領分田野村 | なら | 5月25日 | 寺井村 | 弥作・菊蔵・喜八 |
| 53 | 備中阿賀郡熊□村 | 愛蔵 | 5月26日 | 一宮村 | 弥作・忠蔵・菊蔵・文治 |
| 54 | 但州気多郡大田村 | 多古 | 5月26日 | 一宮村 | 喜八・森蔵・幸次郎 |
| 55 | 但州阿相郡西明寺村 | 林内 | 5月27日 | 一宮村 | 文右衛門・忠吉・菊蔵 |
| 56 | 備中井原村 | 光右衛門 | 5月27日 | 一宮村 | 弥作・惣七・幸次郎 |
| 57 | 予州今佐駅村御領分 | □□郡すみ | 5月27日 | 寺井村 | 森蔵・喜助・駒蔵 |
| 58 | 予州今治城下一ツ通町 | ほん | 5月27日 | 寺井村 | 文蔵・岩蔵・菊蔵 |
| 59 | 防州吉敷郡秋禮村 | 次郎母 | 5月27日 | 寺井村 | 弥作・幸次郎・惣七 |
| 60 | 作州勝北郡買本村 | 文喜郎 | 5月29日 | 一宮村 | 与助・岩蔵・熊蔵 |
| 61 | 越前南條郡今産沢 | 綾蔵 | 5月29日 | 一宮村 | 弥作・菊次郎・文蔵 |
| 62 | 大坂天満饗元町 | くに同行二人 | 6月5日 | 一宮村 | 森蔵・喜三郎・喜八 |
| 63 | 大坂御也通四丁目 | 廣島屋番吉 | 6月5日 | 一宮村 | 忠吉・弥作・菊蔵 |
| 64 | 摂州大坂小浜二丁目 | 卯兵衛 | 6月10日 | 一宮村 | 弥作・幸次郎・菊蔵 |
| 65 | 摂州大坂小浜二丁目 | 山田や喜助 | 6月10日 | 三谷村 | 岩蔵・長蔵・直次 |
| 66 | 讃州那珂郡高篠村 | 徳次郎 | 6月10日 | 寺井村 | 弥作・忠蔵・菊蔵 |
| 67 | 摂州大坂西成郡高野新地 | ゆき | 6月13日 | 一宮村 | 弥作・忠吉・菊蔵 |
| 68 | 摂州有馬郡屏風村 | ? | 6月20日 | 一宮村 | 忠吉・弥作・小次郎 |
| 69 | 大坂堂嶋中貳丁目 | 太助 | 6月21日 | 一宮村 | 弥作・小次郎・与平太 |
| 70 | 遠州見附宿 | 巳之助 | 4月8日 | 一宮村 | 弥作・喜助 |
| 71 | 名西郡と山村下合 | 駒蔵 | 4月12日 | 三谷村 | 李次・勇次・和吉 |
| 72 | 名西郡と山村下合 | 女とみ | 4月12日 | 三谷村 | 宇二郎・茂次郎 |
| 73 | 予州野間郡佐方村 | 幸太郎 | 4月14日 | 寺井村 | 弥作・喜助・喜八 |
| 74 | ちく後松□□ | 相吉ノ二人 | 4月17日 | 寺井村 | 岩蔵・菊次郎・安次郎 |
| 75 | ちく後松□□ | 相吉ノ二人 | 4月17日 | 寺井村 | 喜八・弥作・夏次 |
| 76 | 淡州津那郡中之内村 | 善十郎 | 4月21日 | 三谷村 | 李次・森蔵・直次 |
| 77 | 讃州寒川郡志度村 | 四郎 | 4月22日 | 一宮村 | 李次・弥作・和吉 |
| 78 | 讃州三野郡大見村 | 勝蔵 | 4月23日 | 一宮村 | 李次・弥作・喜八 |
| 79 | 同州香川郡笠井村 | 卯之助 | 4月23日 | 一宮村 | 喜八・弥作 |
| 80 | 阿州板野郡西分村 | 綱吉 | 4月23日 | 三谷行 | 李次・和吉・直次 |
| 81 | 讃州三野郡大見村 | 勝蔵 とみ | 4月24日 | 一宮村 | 森蔵・和吉 |

(「東西遍路送り越人別人控帳」『別所家文書』香川県立文書館蔵より作成)

【表2】

| | 月 日 | 通路 (生国・名前) | 継 立 | 備 考 |
|----|--------------|----------------------------|---------------------|---|
| 1 | (明治元年) 7月10日 | 安芸国賀茂郡吉行村 (金助) | 江尻村→宇多津村 | 公人足2人 |
| 2 | 7月10日夕～11日朝 | 〃 | 宇多津村→江尻村 | 米2合, 公人足2人 |
| 3 | 7月15日 | 〃 | 江尻村→宇多津村 | 公人足2人 |
| 4 | 7月28日 | 京都船業師猪熊東へ入 (河内屋甚八弟音吉) | 江尻村→宇多津村 | 公人足2人 |
| 5 | 8月1日 | 摂州大坂本町 (太吉) | (記述なし) | 公事人足2人 |
| 6 | 8月7日夕～8日 | 豊後宇佐郡佐田村 (百姓安五郎) | (記述なし) | 止宿 |
| 7 | 8月9日夕～10日朝 | 予州浮穴郡久万山日御浦村 (百姓ごいし・同伴友次郎) | 江尻村→宇多津村 | 止宿, 賭米4合 |
| 8 | 8月17日夕～18日朝 | 山田郡三谷村 (百姓信藏) | 坂出村→江尻村 | 止宿, 米4合 |
| 9 | 8月21日 | 豊田郡観音寺村 (百姓茂吉) | (記述なし) | 止宿 |
| 10 | 8月26日～9月2日 | 丹波大山村 (宇助) | (記述なし) | 当村で煩い, 養生後, 死去。 桶代 (8匁)・筵代 (2匁) 薬代 (2匁4分) |
| 11 | 9月4日 | 摂州大坂山本町 (炭屋政兵衛娘すえ) | 江尻村→宇多津村 | (記述なし) |
| 12 | 9月28日 | 讃州高松領山田郡由佐村 (横内宇太郎娘とき) | 坂出村→江尻村 | (記述なし) |
| 13 | 10月2日 | 摂州大坂堺筋 (喜三郎) | 江尻村→宇多津村 | (記述なし) |
| 14 | 10月11日～11月9日 | 肥後天草郡坂瀬川村 (女房さよ・娘きを・伴辰三郎) | 鴨村→坂出村→宇多津村 →坂出村 | 3人持参米 (2升4合) さよ→病気のうち14日死去 さよ→薬代 (2匁) 桶代 (8匁) 取埋代 (6匁) 2人へ米支給 (8升) (15日～) 辰三郎→死去 辰三郎→取埋代・筵代 (6匁) |
| 15 | 10月19日 | 西讃州豊田郡観音寺村坂本村 (馬吉女房たけ・娘とみ) | 江尻村→宇多津村 | (記述なし) |
| 16 | 11月11日 | 肥後天草郡坂瀬川村 (娘きを) (※14と関連) | 帰国 | 銀7匁を支給 |
| 17 | 11月17日 | 丸亀中府村 (為吉) | 江尻村→宇多津村 | (記述なし) |
| 18 | 11月22日 | 香川郡禮紙村 (浜藏) | 宇多津村→江尻村 | (記述なし) |
| 19 | (明治2年) 1月14日 | 香川郡笠井村鶴市 (百姓嘉八郎・伴吉藏) | 宇多津村→江尻村 | (記述なし) |
| 20 | 1月16日 | 因州上郡佐貫村 (百姓?母登留・伴常十郎) | 江尻村→宇多津村 | (記述なし) |
| 21 | 1月28日 | 芸州奴加郡栗田村 (嘉右衛門妻さよ・娘・伴) | 江尻村→宇多津村 | 米5合 |
| 22 | 22月3日 | 播州宍粟郡黒土村 (茂助・きの) | 江尻村→宇多津村 | (記述なし) |
| 23 | 2月5日～10日 | 伊予郡木作村 (百姓元藏伴又太郎) | 坂出村で療治→伊予へ | 薬代 (4匁2分)・筵代 (3匁) |

一 毎月晦日、当浜より上り候遍路之人数帳面に記し、月番年寄奥印にて差上げ候事、尤切手判也、御判部屋へ宿守より直く差上候也

それぞれの史料から明らかになる事項を書き出してみる。

【史料3】↓①遍路屋は町分所持であった。②遍路屋の支配組織が明らかにできる。つまり町奉行所(町奉行二人)↓大年寄(三人)↓町会所(年寄各町に一人)↓遍路屋(世話役↓宿守)という図式である。③世話役は任命制であった。

【史料4】↓①遍路屋は、二間×五間の長屋で、それは代銀七百目で入札で決定されていた。②遍路屋は、町分所持であった。③村送りについては、月番年寄の切手が遍路屋所持の庄屋へ渡っていくことに始まる。④遍路の死去時は、宿守から月番年寄へ報告される。⑤遍路屋は、まず城下三浦つまり御供所・北平山・西平山で建設された。

以上のように、遍路屋については、従来言われてきた病氣遍路収容的役割はもちろん持っていたが、一八世紀中頃、丸亀城下の遍路屋については、城下のしかるべき場所に有力商人をも関わった形で、しかも町奉行以下の行政組織の中で運営されていた。その設置場所の敷地は入札で決定され、遍路屋自体は町分所持であった。このように、遍路屋は、地域社会で運営され、行政秩序の中にきちんと位置付けられた存在であった。

第二節 「村送り」と村のかかわり

次に、村送りについて、【表1】を「馬継所」との関係で見えていく。百相村は、現在の高松市仏生山町付近の村で、その村の庄屋が別所家。別所家は、隣の出作村の庄屋も兼帯しており、加えて香川郡東の大庄屋も勤めていた家である。喜代吉栄徳氏は、この馬継所から、寺井・一宮・三谷村の三箇所へ村順送りが行われていたことを指摘している¹⁴。私は、それに加えて、次の二点を指摘しておく。第一は、全体で八一例の村送りがあり、そのうち讃岐一四例、摂津一一例、阿波一〇例であること。摂津の事例の多さは、当時の遍路の隆盛を物語ると言える。第二は、その遍路を送る村の足の実態である。

人足は、四三人である。そのうち、先記の寺井・一宮・三谷村三ヶ村すべてに派遣されていた者は、岩蔵・弥作・伊之助・森蔵の四人だけである。詳細は不明であるが、村送りの人足負担においては規定が存在していたと言える。

次に、村送りの実例【表2】を見よう。この表から、三点が指摘できる。

第一は、全体を見渡して、単独の遍路、女性のみでの遍路の事例の多さである。第二は、14の事例から、村送りには「戻し」の場合もあったことである。第三は、16の事例から、遍路途中での仲間の死去に伴って、残された者が帰国する場合、その費用の一部を村が補助していることである。これらのことから、村送りは、「A村↓B村↓C村」というように一方通行的な送りではなく、緊急時にも柔軟に即応できるシステムであり、それを村社会がきちんと維持していたことが指摘できる。

第三節 「村入目」と遍路

「村が遍路とどう向き合ったか」について、村入目との関係で若干考察してみる。「高松藩諸達留」という史料¹⁵では、「一煩辺路又ハ病死辺路取扱入目莫太ニ相見申候、旅人之義ニ付可相成尺相勞、近辺之者其所之世話ニ而深切ニ為取扱可申候、至極無余義候得者村入目可致候」とある。これによれば、一九世紀初め、高松藩は、煩遍路・病死遍路を取扱う費用が莫大になってきており、それへの対応として、「近辺の者の世話」という段階から「村全体での対応」という段階になっていることも併せて認識していることがわかる。その状況を具体的に示すのが次の史料である。

【史料5】

子(※嘉永五年 山本比定) 四月廿五日寄合

忠蔵、嘉七郎、金左衛門、伝左衛門、権介、勘蔵、伊平二、左市、林蔵
一閏二月廿日頃、瀬丸関蔵方へ四国遍路病死致二付、関蔵迷惑ニ相成、色々入用等相掛り、不如意者之義ニ付、少々村方へ余内願出候由、入用銀高・御檢使賄入用七拾匁之内、五拾匁尺ヶ村辻ヨリ余内遣し可申趣、評義

一決之事

但し関蔵手元ニ而之入用相添高、凡百五拾匁位も相掛り候由

この史料は「森家文書」であるが、森家は、羽方村（現 香川県高瀬町）の庄屋である。この史料は、寛政十年（一七九八）～明治元年（一八六八）にわたって書きつづられたもので、庄屋をはじめとする有力農民で構成された「寄合」の議題及び協議決定内容などを、庄屋自らが記録したものである。これによれば、瀬丸関蔵宅での病死遍路にかかる入用について、関蔵方で処理ができなくなり、村方へ願出があった。七〇匁のうち五〇匁だけを村入目から抛出することが評議一決されたとある。

一方、「遍路煩中死去取埋入目帳控」という史料⁽¹⁾によれば、細かな入目の細目（つまり、米代・薪代・小家竹木代・筵代・用桶代・取埋日用代・菓代・施薬礼）と、それらを大庄屋以上にきちんと注進しているところがわかる。

以上のように、莫大となった煩遍路などの取扱費用は、村社会が村全体として請けると認識し、そのことが上位に注進された。つまり、それらの遍路は、地域社会の中ではっきりと認識されていたのである。

おわりに

私は、「宗教者たる遍路たちが訪れるのはどこか、遍路途中で何かを修行・会得する場所はどこか。」ということが重要だと考える。遍路は、村を出て、札所のある村を通り、村に戻る（戻れないかもしれないが、その過程も遍路である）。このことは、遍路という宗教的行為を分析するときには、村社会とのかかわりを追究することが不可欠であるという証左と言える。言い換えれば、遍路研究は、村（地域）社会であると言えるのではなからうか。遍路研究は、「特殊性」と「共通性」という両面で考察していくべきである。前者は、「宗教的行為・巡礼として」、後者は「民衆の旅として」つまり「幕藩制社会の中で」という視角が重要であると考ええる。

〔註〕

- (1) 拙稿「近世期の「へんろ」と村社会」『旅としてのへんろ』の視点で
↳（『香川史学』第三一号 二〇〇四年）
- (2) 文政二年（『渡辺家文書』瀬戸内海歴史民俗資料館蔵）
- (3) 五島敏芳「往来手形考」（『史料館紀要』第二九号 一九九八年）
- (4) 「万覚帳」（延享四年）（『佐伯家文書』瀬戸内海歴史民俗資料館蔵）
- (5) 「四国巡拝日記」（天保十二年）（『角南家文書』）
- (6) 文政二年（『小林家文書』）
- (7) 在間宣久「近世村送りの諸相」（『歴史地名通信』平凡社 一九八八年）
- (8) 「御法度被仰出留」（延享四年）（『丸岡家文書』瀬戸内海歴史民俗資料館蔵）（『香川県史』近世史料Ⅰ所収）
- (9) 「戌年御用留」（寛政二年）（『別所家文書』香川県立文書館蔵）
- (10) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房 一九八二年）
- (11) 「四国辺路中万覚日記」（延享四年）（『佐伯家文書』瀬戸内海歴史民俗資料館蔵）
- (12) 「古法便覧」（井上祐爾氏蔵）（『新編香川叢書』史料編（一）所収）
- (13) 『新編丸亀市史』2 近世編（一九九四年）
- (14) 喜代吉栄徳『四国辺路研究』第二〇号（二〇〇二年）
- (15) 「高松藩諸達留」（享和二年）（鎌田共済会郷土博物館蔵）（『香川県史』近世史料Ⅰ所収）
- (16) 「村中評議方控」（寛政十年）（『森家文書』）（『高瀬文化史』VI所収）
- (17) 嘉永五年（『安藤家文書』）